

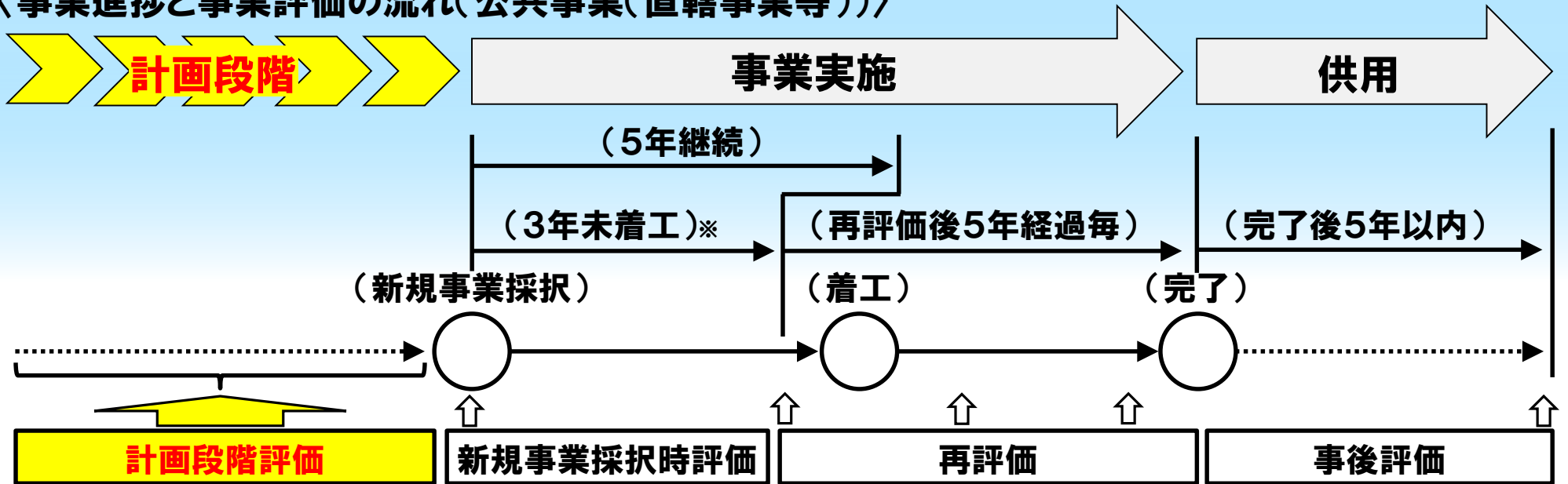
計画段階評価について

国土交通省 中部地方整備局

令和2年6月24日

事業評価の流れについて

〈事業進捗と事業評価の流れ(公共事業(直轄事業等))〉



※:未着工が継続する事業は3年

計画段階評価

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、概ねのルート的位置や基本的な道路構造等の比較・評価を行うもの。

新規事業採択時評価

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

再評価

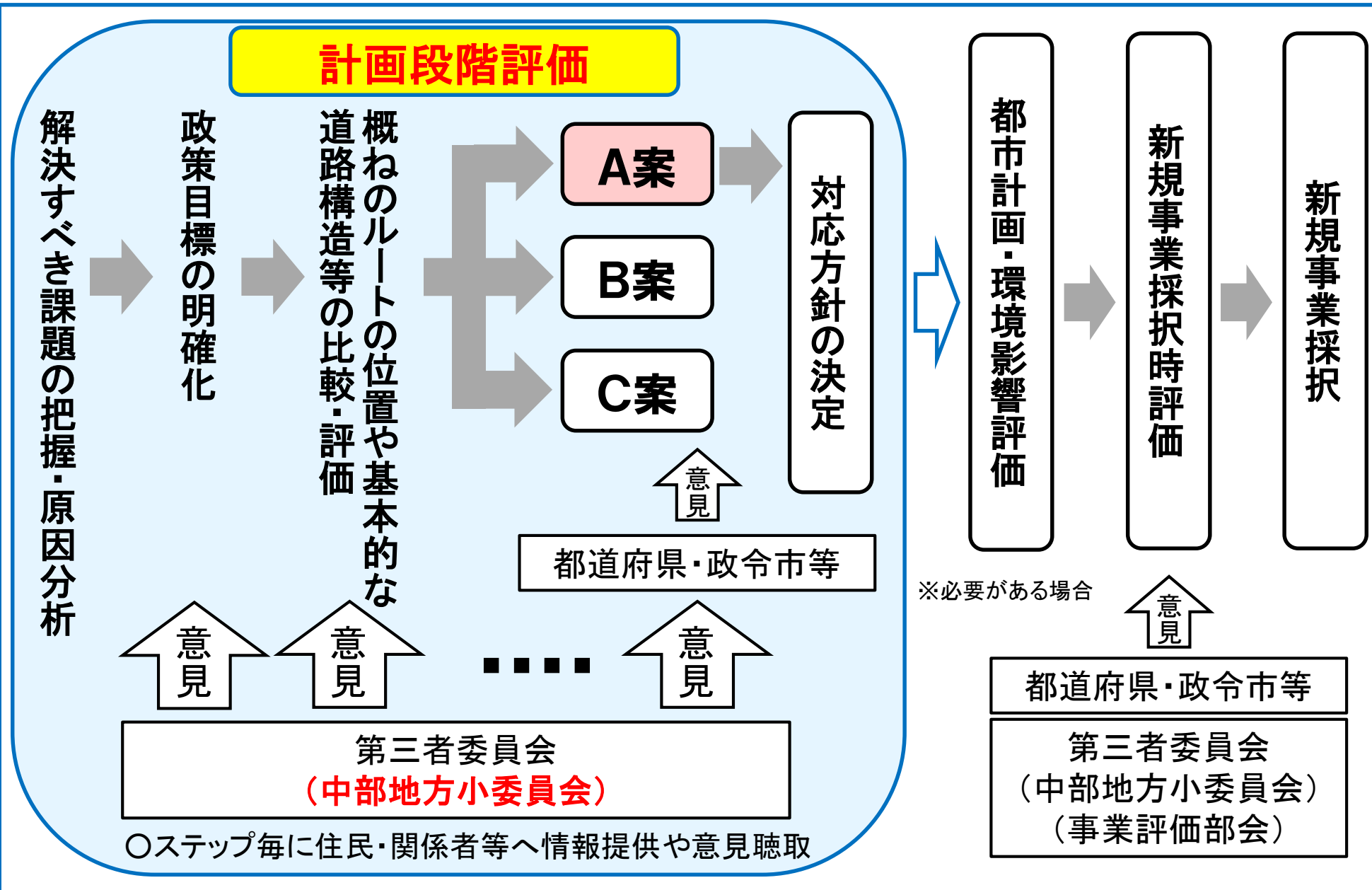
事業継続にあたり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

完了後の事後評価

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

計画段階評価について

事業評価の流れ



中部地方小委員会の位置付けについて

■小委員会の事務【中部地方小委員会運営規則(第2条)】

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、中部地方整備局（以下「整備局」という。）からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

社会資本整備審議会

道路分科会

中部地方小委員会

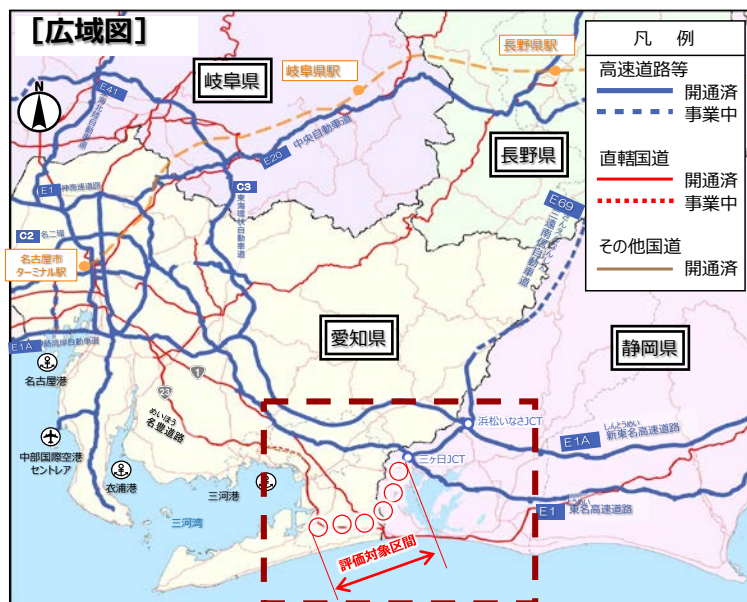
中部地方整備局

計画段階評価対象区間

計画段階評価

はまつ みっかび とよはし
浜松三ヶ日・豊橋道路(仮称)

広域図



拡大図

